

職場討議資料

一九八七年一月

初心にかえり、

労働者主体の

職場再建闘争の前進を

## はじめに

10月度臨時大会において、現在の黒字採算体制の実績のうえにたって、共益債権の抜本的縮小に向けた一定の問題提起を行つた。

この時点では、更生手続終結は更に1年間は延長できるという判断での提起であつた。ところが、最近の動向として、「1年延長は無理である」という強行方針をもつていることがあきらかになつた。

我々にとつて、この12年間の更生法下の再建闘争とは何であつたかをふりかえり今後どうすすむべきなのかという具体的の方針をもつべき、大きな転換点にたたされて

いる。

職場を確保し、地域の仲間と共に歩むために何をするべきか、真剣に論議を深める時である

## 12年間の 再建闘争とは

市川一族による更生法攻撃は、労働組合つぶしの最後の「かけ」という性格のものであった。しかも自らの非力さ、非道さを裁判所の監督下ということでおおい隠し、攻撃をしようというものであつた。得意先に一切、根回しすることなく更生手続開始申立をするというヤリ口をみても、企業不安をひきおこして労働組合を弱体化させよ

う、もし駄目ならば企業もろとも潰してしまえ、というものだつた。

その意味でも、職場を確保し生活と権利を守りぬくために、企業運営という未知の分野において労働組合の主体的的力量を發揮していくこと、すなわち、労働運動の領域拡大という方針を実践することを避けることはできなかつた。この実践がなければ、早々に労働組合は解体し、職場そのものも消えうせていただろう。

しかし、未知の分野での闘いは、極めて困難なものであつた。オイルショックとともに低成長時代のなかで、資金運用、資金調達ができるない会社、管財人にかわつて、我々の労金運動の実績をもとにして、労金を窓口にした資金繰りルートをつくつてしま

た。更には、権利は権利とてあくまでも確保しながら、30分の労働時間延長を自主的に決定し、また、資金繰りがまるでつかないときは、7割遅配、3割遅配ということを決定せざるをえなかつた。そして、世間ではボーナス50万、60万という時代に、一時金ゼロ、あるいは5万円だけというときを、我々は我慢をしのりこえてきたのである。

そして、この間、新しい仲間を再建闘争の隊列に迎えいれ、かつ、念願の黒字採算制を2年間続けるに至つたのである。

だが、ここまで切り開いてきた成果にたいして、帳消しにするような困難さをかかえているのも事実である。裁判所の動向、累積した共益債権の存在がそれである。こ

れをいかに解決するのか、当面の最大の課題である。

## 裁判所の動向

児玉管財人を通じ、裁判所は、大阪亜鉛更生法事件に関し、「更生手続終結の1年延長は駄目だ」と云及てきている。

我々は、更生債権の残高800万円の返済の調整期間の数ヶ月間引き伸ばすのが限度であるという厳しい見方のうえにたって、対応策を考える必要がある。

この裁判所の強行姿勢は、(1) 裁判所の豊田商事事件の訴訟指揮に対する社会的批判、(2) (1)と関連して児玉管財人に対する評価の低下(豊田商事の管財人でもある)

(3) 過去二回も延長してきた、ということが背景にあると思われる。

我々にとつて更生手続終結の問題は、もともと基本的問題ではなく、あくまでも時間的猶予の問題である。すなわち、公租公課を中心とした共益債権の抜本的縮小に向けた時間的猶予の問題としてあつたからである。

時間的猶予の問題であれ、再建闘争を少しでも有利に進めるために裁判所の姿勢をかえるべく取り組まなければならない。

## 共益債権の現状と処理について

更生計画認可後(1979年2月5日)

「更生債権をまず払え」という裁判所の違法な監督姿勢によつて、労働債権を含む共益債権が累積するに至つた。ギリギリの生活に耐えながら、赤字続きの企業実態の中で、社宅を売るなどして市川一族の残した借金+更生債権を支払つてきたのである。すなわち更生債権を優先的に払わざるをえなかつたために、共益債権が累積することになつたのである。

共益債権の内容は、大半は労働債権であり(未払い賃金、未払い退職金、組合貸与金、など)、残りは公租公課(社会保険料、源泉所得税、など)などである。

それでは、この共益債権をどうするのかまず、基本方向を確認しよう。

(1) この間、更生法のもとで苦難の道で

あつたが、団結して職場を守り、不十分であつたが生活の糧を得てきた。そして権利の問題については、一歩も譲ることなく発展させてきた。こうした点を防衛し、更に発展させること、つまり職場を確保し、労働組合を守り、ここで働く労働者の生活と権利を最優先に考えていくことである。

(2) 公租公課については、抜本的に縮小する方針の確立を急ぐ。ただ、法的に難しい面があり、慎重に検討をしなければならない。

払うようにする。そして多額の債権者である社会保険事務所については、今後の新規発生分のうち、労働者からの預り金だけは払うことができるよう努力していく。

要は、国税局なり社会保険事務所などからの強権発動を許さない万全の対策が必要である。

(3) 労働債権に関しては、既に未払い賃金については昨年から50回分割で支払いを開始した。労金からの借入金の返済については、第一義的に実行していかなければならぬ。

更に、自己都合退職者の退職金は、未払い賃金完済後の問題である。

これらのこと総合的に判断したとき、

「健全な企業」に脱皮するため、月々の資金繰りをとつてみても、返済金額がこれまで以上に増え、前途は多難である。

厳しさを厳しさとみすえ、再建闘争の初心にたちかえり、12年間の努力を無にすることなく、搾取を排除した、労働者が主人公である職場をめざしてゆかなければならぬ。

ユニオンショップ締結によって職員の組合加入を果たした。大阪亜鉛に働くものの団結強化をはかり、一致団結して一日も早く職場の再建をかちとろう。

## 12年間の経過

|         |                    |         |                        |
|---------|--------------------|---------|------------------------|
| 1975・4  | 市川一族、会社更生法<br>申立   | 1980・9  | 地労委勝利命令                |
| 1975・7  | 更生開始決定             | 1980・10 | 钢管商量闘争勝利               |
| 1975・7  | 地労委に不当労働行為<br>救済申立 | 1981・5  | 再建問題小委員会               |
| 1976・12 | 森脇事件               | 1982・3  | 国税庁の法隆寺社宅公<br>売計画      |
| 1979・2  | 更生計画認可             | 1982・4  | 大釜一本化                  |
| 1979・4  | 道下、民事6部に就任         | 1983・6  | 兵金倒産                   |
| 1979・10 | 30分労働時間延長を<br>自主決定 | 1984・4  | 道下追放                   |
| 1980・6  | 道下、更生会社に通達         | 1985・6  | 矢賀闘争勝利－大阪亜<br>鉛構内で仕事継続 |
| 1980・8  | 大釜ガス化              |         |                        |

## スローガン

- ■ ■ 再建闘争の初心を想い起こそう
- ■ ■ 職場、地域一体の闘いを強めよう
- ■ ■ 裁判所の更生手続きの
- ■ ■ 早期終結強行を阻止しよう
- ■ ■ 国税局などの
- ■ ■ 再建妨害をはねかえそう
- ■ ■ 安定した黒字採算体制を確立しよう
- ■ ■ 開う仲間との連帯を強化しよう